

川 島 町 教 育 大 綱（素案）

資料 1

（平成28年度～平成32年度）

1. はじめに ― 町民の皆様へ ― （町長メッセージ）

今日、町を取り巻く社会環境が大きく変化するなかで、少子化による影響として、子どもたちの社会性や競争心、確かな学力の育成などが懸念されています。また、人口減少や高齢化の影響として、地域コミュニティが弱体化し、地域の伝統・文化の継承、次世代の人材育成も課題となっています。

そこで、川島町では、子供たちのよりよい教育環境を整えるために、学校規模の適正化、並びに小中一貫教育を推進することにより、子供たちの「生きる力」を育成します。さらに、「川島方式子ども学習支援システム」を構築して、学力の向上を目指すとともに、子育て家庭の経済的負担を軽減することで、「川島で教育を受けさせたい」と思える町にしていきたいと思います。

一方、地域のことは地域が主体的に考え、自分たちで支え合う仕組みを構築するとともに、共助によってコミュニティを維持・活性化していきたいと思います。さらに、地域の伝統や文化を積極的に継承することで、次世代のリーダーとなる人材育成にも努めます。

陽明学者であった安岡正篤先生の言葉に「一灯^{いっとうしょうぐう}照隅^{ばんとうしょうこく}、万灯^{ばんとうしょうこく}照国^{ばんとうしょうこく}」があります。これは一つの明かりは隅しか照らせないが、万の明かりは全体を照らすことができるという意味です。私は、1人の100歩より100人の1歩、一人ひとりが行動すれば、町が明るく元気になると考え、「一灯^{いっとうしょうぐう}照隅^{ばんとうしょうこく}、万灯^{ばんとうしょうこく}照^{ちよう}町」を町づくりの指針に掲げ、次世代を担う子供たちを町民全体で育む支え合いの町づくりを進め、小さくともきらりと光り輝く魅力ある川島町にしたいと考えます。

そして、すべての町民一人ひとりが町にとって大切な「人財」として輝けるよう、「スポーツ都市宣言(昭和52年1月)」「生涯学習推進のまち宣言(平成4年11月)」の先取の精神を活かし、さらに時代の要請に合わせた川島教育を教育委員会とともに進めてまいります。

※ 一灯照隅、万灯照国の読み方 「いっとうしょうぐう ばんとうしょうこく」とも読みます。

2. 教育の基本理念

「第5次川島町総合振興計画基本構想」及び「川島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、次の基本理念を掲げます。

(基本理念)

「広い空、水と緑に恵まれた輪中の郷で、たくましく心豊かな人づくり」

3. 大綱策定の趣旨

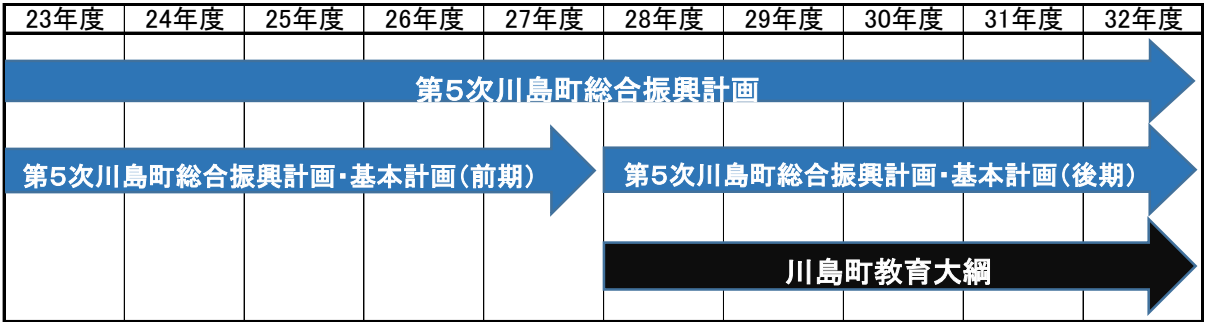
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が、平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されました。これにより地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化が図られ、地方公共団体の長は、国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じた地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定することとなりました。

この大綱は、町長と教育委員会から構成される総合教育会議で協議・調整され、「第5次川島町総合振興計画基本構想」や「川島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、策定するものです。

4. 大綱の期間

この大綱の計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。これは平成28年度から開始される「第5次川島町総合振興計画後期計画（平成28年度～平成32年度）」との整合性を図るためです。

なお、必要に応じて、教育大綱の内容を見直すこととします。



5. 基本目標

1 確かな学力の育成と質の高い学校教育の推進

各学校においては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎・基本の着実な定着を図り、確かな学力と質の高い学校教育を推進する。また、一人ひとりの個性や創造性を伸ばし、豊かな心や生きる力を育む。

特に、グローバル化が進行する社会において、未来への飛躍を担うための創造性やチャレンジ精神、国境を越えて人々と交流ができるための語学力・コミュニケーション能力を育む。

2 学力の向上、生きる力を育成するための教育環境の整備・充実

子供たちの学力向上、生きる力の育成を目的に、学校規模適正化、小中一貫教育の推進などにより、教育環境の整備・充実を図るとともに、学力の状況に応じた学力向上のための施策の充実と、教員の指導力の向上を図る。

3 豊かな心と健やかな体の育成

地域や関係機関と連携し、豊かな人間性や社会力を育て、夢や希望に向かってたくましく生きることができるよう豊かな心を育成する。

また、いじめを始めとする様々な人権を尊重した教育を推進し、思いやりのある社会を形成する。

さらに、子どもたちの体力向上に努めつつ、いつまでも健康的な生活が送れるよう、町民一人ひとりそれぞれの体力に合わせたスポーツやレクリエーションが生涯にわたり親しめるような体制の充実を図る。

4 家庭・地域の教育力の向上

生涯学習推進のまち宣言の理念を踏まえ、学校・家庭・地域が一体となった教育の推進を図るため、学校応援団の取組の活性化及び取組を支える人材の養成と育成に努め、親の学習や子育てを支える体制の充実を図る。

5 生きがいくりと伝統文化の継承

生涯学習を推進させるためには、学習機会の充実、学習情報の提供、地域の指導者やボランティアの把握と育成が重要である。特に、団塊の世代を中心に増え続ける高齢者の生きがい対策に重点をおいて推進を図る。

また、地域の伝統文化の継承を図るために、後継者の育成や新たな文化財の指定を行い充実を図る。